

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## 但馬宮令旨考

|       |                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2016-07-04<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En): Tajima-no-miya, Shou(Jou)-ou,<br>Ootou-no-miya-Moriyoshi-shinnou, Ryouji,<br>Harima-Kiyomizudera-monjo<br>作成者: 赤坂, 恒明<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/317">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/317</a>                                                                                                            |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 但馬宮令旨考

赤坂恒明

はじめに

南北朝時代とその前後は、親王以下、皇族が軍事・政治において顕著な活動を行ったという点で、日本中世史上、極めて特異である。

筆者は、建武年間に未曾有の出世を遂げた鼎王という皇族の出自と、その実績を明らかにすることを試み、建武期前後に後醍醐天皇の側に立って活動した皇族、但馬宮（四宮）・尾崎宮について検討を行い、次のように推測した。

・元弘三年（一一三三）、千種忠顕・赤松円心らと共に六波羅の幕府軍と戦った但馬宮は、後醍醐天皇の皇子ではなく、鼎王に比定される。

・『公卿補任』で「雅明親王」の曾孫とされる鼎王は、通説では、惟明親王（高倉院の三宮）の曾孫、尾崎宮に比定されるが、尾崎宮は、少なくとも父の代から美濃国と所縁があり、専ら美濃方面で活躍した。よって、鼎王とは別人であると考えるべきである。

・鼎王は、承久の乱の後に但馬国に遷された、後鳥羽院の四宮、雅成親王の曾孫であったため、「四宮」と称されたと考えられ、「禁闕の変」の首謀者で、後鳥羽院の子孫であるという鳥羽尊秀は、その後裔である可能性がある。

しかし、これらはあくまでも推測に過ぎず、確乎たる明証が存在しているわけではない。

また、但馬宮は、『太平記』によると、六波羅攻めに際し、令旨を発したとされるが、その実態については未だに知られていない。そこで、本稿では、但馬宮（四宮）令旨に関する史料の記載を取り上げ、さらに、大塔宮に帰せられていた一文書が実は但馬宮（四宮）令旨であった可能性を論じ、あらためて、鼎王を但馬宮（四宮）に比定する私見について検討したい。

## 一 但馬宮（四宮）令旨の存在

但馬宮令旨については、千種忠顕の六波羅攻めを述べる西源院本『太平記』巻第八に、次の記載がある。<sup>2</sup>

又第六ノ若宮【但馬宮】<sup>43</sup>ハ、元弘ノ乱ノ始、武家ヘトラハレサセ給テ、但馬国ヘ流レサセ給タリシヲ、其国守護太田三郎左衛門尉取立テ奉テ、近国ノ勢ヲ相催シ 丹波ノ篠村ヘ参会ス、大將頭中将【千種忠顕】斜ス【ななめならず】悦テ、則錦ノ御旗ヲ立テ、此宮ヲ上將軍ト仰奉リ、軍勢ノ催促令旨ヲ成下サル、四月二日宮篠村ヲ御立有テ、西山ノ峯堂ヲ陣ニメサル、

これによると、但馬国守護、太田三郎左衛門尉に奉じられた但馬宮を、千種忠顕が上將軍に立てて、自ら奉者となり軍勢催促の令旨を発したという。

しかし、『難太平記』に「すべて此太平記事、あやまりも空こともおほきにや」、「まして此記は、十が八九バつくり事にや」と評される『太平記』の六波羅合戦に関する叙述に見える但馬宮令旨の存在は、他史料から裏付けることができるのであろうか。

そこで、まず、但馬宮（四宮）に関する記載がある記録・文書を見る。『太平記』及びそれに基づいた文献を除けば、但馬宮（四宮）が現れるのは、次の三史料のみである。

- ・ 尊経閣文庫所蔵「尊経閣古文書纂」編年文書123「林氏軍忠状」
- 1 元弘三年五月九日付 林実広軍忠状<sup>44</sup>
- ・ 石清水八幡宮所蔵「東竹文書」第八〇〇号『八幡宮寺縁事抄』
- 元弘三年三月十二日条<sup>45</sup>
- ・ 兵庫県豊岡市の小田井県神社の『但馬国豊岡小田井大社記録之写』所収第一文書、元弘三年六月付 但馬國小田井大社神主神官言上状案<sup>46</sup>

これらのうち、令旨に関する言及があるのは、林実広軍忠状である。

#### 一見了（花押）

山城国開田林太郎兵衛尉実広謹言上

欲早賜御一見状、備後証、度々合戦軍忠条々事  
右去正月十六日馳参 御方以来、或生捕凶徒等、或致分取等之高名之条、御感 令旨并頭中将家御教書等分明也。就中同四月八日 但馬宮自峯堂御出于男山之後、同十三日坊門侍従家為西岡警固御向間、搆栗生山觀音寺於城墪、打塞大江山退凶徒等、同廿一日 朝敵党類等引籠大原野之間、押寄彼城、則責落之畢。同廿七日於菱河討留名越尾張前司一族、取進頸之条、御見知畢。同五月七日於六波羅西河原、終日終夜抽軍忠之上者、早下賜御判、為備後証、粗言上如件、

元弘三年五月九日

ここに「御感の令旨並びに頭中将家の御教書等に分明なり」とあることから、六波羅攻めに従った、「開田を本領とした西岡の武士」<sup>47</sup>、開田林実広が、御感の令旨、及び、千種忠顕の御教書を賜わったことが知られる。『長岡京市史』<sup>48</sup>では、この「御感令旨」は、但馬宮令旨であると解釈されているが、令旨と御教書とが組になっていること、軍忠状の文脈から見ても、それに従うべきであらう。これによると、但馬宮が御感の令旨を発していたことと

なり、六波羅攻めの上將軍となつた但馬宮が軍勢催促の令旨を發したという『太平記』の叙述は事実であつた可能性が高い、と考へることができよう。

但馬宮令旨について、久米邦武は、「和田文書に和田助家但馬宮の催促に病と称し、子助康を竹田河原の軍に赴かしめ、一族助秀は關東の催促に従うて河内に赴き十四日楠木城に戦ふなど、あれば」云々と述べ、和田助家が但馬宮の軍勢催促の令旨を受けたとされている。

ここに見える、但馬宮令旨に関わる和田文書に該当する文書は、『和田文書』二に所収の元弘三年五月日付「和田修理亮助家軍忠状」(『和田系圖裏文書』)であると考えられる。この文書は、『大阪府史』に写真が掲載され、『岸和田市史』に翻刻がある。

(付箋)

左少将

「一見了

左少将《花押》

和泉国御家人和田修理亮助家謹言上

欲早且依度々合戦忠節、且任 令旨速預恩賞

成弓箭勇間事

右助家、今年四月三日、忝下賜 令旨之間、於

自身者治病更発之間、差副数輩軍勢於

子息助康畢、仍令馳参于御方、去四月八日、

於赤井河原戰場、致合戦忠之条、大和近戸

内源四郎・同五郎令見知畢、同廿七日、名越尾

張前司発向之刻、於久我縄手、不惜身命

致合戦、若党弥五郎・孫九郎被疵之条、大和国  
宇野七郎入道、播磨国安田左衛門三郎所見

及也、然早合戦之忠、為無双奉公之上者、賜

御外題御教書欲預恩賞、仍恐々言上如件、

元弘三年五月 日

この令旨の奉者、「左少将」は、『岸和田市史』の翻刻には四条隆貞と傍注されるが、花押から定恒に比定される。<sup>13</sup> 森茂暁氏の研究から明らかにされているように、この定恒は、大塔宮令旨の奉者として十人以上の令旨を發しており、大塔宮護良親王の側近として「定恒の行動は、隆貞同様、主護良と終始ともにあつたものと察せられ」ている。<sup>14</sup>

よって、この軍忠状に「今年四月三日、忝下賜 令旨之間」とある「令旨」は大塔宮令旨であると考えられるが、これは、『和田文書』「楠木正成申状」(元弘四年)<sup>15</sup>に、「和泉国みきたのすりのすけ【和田修理亮】助家事、去年(元弘三) 四月三日、けうと【凶徒】をついたう【追討】すへきむね、りやうし【令旨】を給はるあひた」とあるのと対応しており、この四月三日の令旨とは、『尊經閣古文書纂』20「天龍寺真乘院文書」の元弘三年四月三日付二品親王令旨(奉者は左少将。四条隆貞)<sup>16</sup>のことであり、疑いの余地なく、大塔宮の令旨である。

従つて、和田助家が受けた令旨は但馬宮令旨でなく、大塔宮令旨であつたと考えなければならない。恐らく、久米邦武は、『太平記』の記載に基づいて、但馬宮の令旨と考えたのであろう。

以上より、但馬宮（四宮）令旨については、『開田林実広が但馬宮の御感の令旨を賜わったことが、林実広軍忠状から知られる。また、『太平記』から、但馬宮が千種忠顕を奉者として軍勢催促の令旨を発したと推測されるが、これについては他史料からその実在を裏付けることができない』という事実が確認された。

## 二 『播磨清水寺文書』第五号文書と大塔宮

前章より、但馬宮（四宮）令旨が存在したこと自体は確定であると思われるが、現在、その実物または案文は知られていないことが確認された。

現存する元弘期の反幕府令旨は、案文をも含めると、かなりの点数にのぼるが、一宮（尊良親王）令旨<sup>17</sup>と五宮令旨<sup>18</sup>の他は、全てが大塔宮令旨<sup>19</sup>であると考えられている。しかし、大塔宮の活躍が非常に顕著であったために、但馬宮令旨が大塔宮に帰せられたものが存在する可能性もあるのではなからうか。そこで、本章では、大塔宮に係ると考えられている文書を取り上げ、それが但馬宮令旨である可能性を探りたい。

但馬宮（四宮）は、太田三郎左衛門尉（大田新左衛門尉）に奉じられて、千種忠顕軍に合流し、六波羅攻めの上將軍に立てられたが、その動向に鑑みると、但馬宮令旨は、但馬国守護太田氏に奉じられて京都へ進軍した時期に但馬国周辺において（第一期）、そして、千種忠顕に奉じられた時期に近畿周辺において（第二期）、それぞれ発給されたと考えられる。

この第二期の令旨は、おそらく頭中将、千種忠顕が奉者であったと考えられ、文書としての形式も整ったものであったであろう。

一方、第一期の令旨は、必ずしもそうではなかった可能性もあるのではないかとと思われる。

この第一期、但馬国守護太田氏に奉じられていた時期の但馬宮（四宮）令旨である可能性が高いと考えられる文書がある。即ち、『播磨清水寺文書』第五号文書（後二月廿六日付<sup>20</sup>）である。この文書は、元弘三年閏二月二十六日に発給され、「宮」が六波羅征伐への協力を要請するという内容を持っているが、令旨としては、書式・文章、共に甚だ異体のものである。この「宮」は、従来より大塔宮に比定されているが、但馬宮（四宮）である可能性があるのではないかと筆者は考えている。

まず、本文書の本文と読み下しを、次に掲げる。

宮被憑思食候て、被仰  
下候、征伐六波羅之時、  
當寺々僧同心可被加  
征伐候、若云御世成候者、  
承久没倒之地、可申  
行候、無其儀候者、可  
為寺中灰燼之地候、  
後二月廿六日  
清水寺衆徒御中

宮、憑み思しめされ候ひて、仰せ下され候。六波羅を征伐の時、當寺の寺僧、同心し、征伐を加へらるべく候。もし御世に成り候と云はば、承久没倒の地、申し行ふべく候。その儀

なく候はば、可為寺中灰燼之地候。

後二月廿六日

清水寺衆徒御中

本文書は、「宮」が発給した軍勢催促の命令文書であるので、内容的には令旨と言い得るものであるが、書式において令旨としての体裁をなしていない。その上、宛所を「清水寺衆徒御中」と書くのは異例であり、そもそも文章が稚拙にして粗野である。「為寺中灰燼之地候」の部分は、「寺中灰燼の地たるべく（となるべく）候」または「寺中を灰燼の地となすべく候」の、いずれの読み方も可能であるが、前者ならば、「宮の世にならなければ、幕府によって寺中は灰燼の地となるであろう」とも解釈される。しかし、その場合、本文は「寺中可為灰燼之地候」とあるべきであろう。尤も、本文書はもとより稚拙な文章であるので、そこまで深く考える必要はないのかも知れない。一方、後者ならば、まぎれもなく威嚇文言となる。

河村昭一氏は威嚇文言として解釈し、本文書について、「寺を灰にする」という脅迫文言があったり、「若云御世成候者」のような、やや不自然な表現があるなど、この文書にはいささか疑念もないではないが」と評している。

しかし、『播磨清水寺文書』は、伝来の点で疑念の余地が無い良質の文書群である。よって、たとい偽文書であるとしても、少なくとも後世の偽作ではない。そもそも、播磨清水寺がこのような文書を偽作する必然性は、全くない。従って、本文書は、真文書（もしくは真文書の案文）であると見るべきである。本文書が『鎌

倉遺文』に載せられたのも、そのためであろう。

本文書の名称は、『鎌倉遺文』では「大塔宮（護良親王）令旨（？）案」とされるが、『新修加東郡誌資料編』（一九七四年）では「某宮（護良親王か）令旨添状案」、「兵庫県史 史料編 中世二」（一九八七年）では「某宮令旨添状案」、「社町史 第三卷 史料編一」（二〇〇一年）では「護良親王令旨副状案」とされ、令旨そのものではなく、令旨に添えられた副状（添状）と見做されている。

発給者の「宮」については、『兵庫県史 史料編 中世二』における本文書の解説に、「宮」は「征伐六波羅之時」の文言から大塔宮護良親王と考えられる」とあるように、大塔宮に比定されている。

大塔宮令旨は、現在、播磨清水寺に伝存していないが、かつては実在していたことが知られている。即ち、元弘三年十月七日付「光興清水寺文書請取状写」（『微考録』所収）に挙げられている、播磨清水寺が「鷲尾」に送った三二通の文書の中に「一通令旨大塔宮」と見える。

そのため、件の異例の文書は、ここに見える大塔宮令旨に添えられた副状（添状）であると解釈されたのであった。

しかし、副状（添状）ならば、「恐惶謹言」などの書止文言があったしかるべきであり、せめて「候也」とあるべき所である。本文書は、稚拙・粗野な文章から見ても、およそ大塔宮から発給されたものであるとは認め難い。例えば、有名な『播磨太山寺文書』の元弘三年二月廿一日付「大塔二品親王令旨」と比較してみれば、そのことは一目瞭然であろう。従って、播磨清水寺の衆徒に対して発給された、この文書は、大塔宮とは無関係のものである可能

性が高い。

本文書が大塔宮から発給されたものでないとするれば、六波羅攻撃のため京都へ進軍した但馬宮（四宮）こそが、本文書の発給者たる「宮」として、最もふさわしいと考えられよう。本文書を、但馬国守護太田氏に奉じられていた時期の但馬宮（四宮）令旨であると考え理由は、以上のとおりである。

そこで、次章では、この『播磨清水寺文書』第五号文書が但馬宮（四宮）の令旨であるという推測の可否を検討するために、本文書に対して分析を行う。

### 三 『播磨清水寺文書』第五号文書と但馬宮（四宮）・但馬国守護太田氏

まず、本文書が、書式の上で令旨としての体裁をなしていない点について検討する。

筆者は、但馬宮（四宮）を鼎王に比定して、承久の乱に坐して但馬国に遷された雅成親王（後鳥羽院の四宮）の曾孫であり、但馬守護太田氏のもとに庇護されていた、と推定した。これが正鵠を射たものであるとすれば、但馬宮（四宮）のもとには、四世代、百十年にわたる地方在住のため、既に令旨の書式に通じた側近はいなかった、と考えることができる。通説のように但馬宮が聖護院宮静尊法親王であったとすれば、その側近は、令旨の書式に関する知識は持っていたと思われるので、本文書と静尊法親王とを結びつけるのは困難であろう。

従って、本文書は但馬宮（四宮）の令旨であり、但馬宮の置か

れていた文化的環境ゆえに令旨としての体裁が整わなかった、と推測されよう。そうであるとすれば、本令旨の奉者は、但馬宮を庇護していた太田氏、または太田氏の関係者であった可能性もあるであろう。

なお、本文書には「承久没倒之地」という文言があるが、幕府との関係が良好であった播磨清水寺に、承久の乱によって没収された領地があったは知られていない<sup>77</sup>。これは、但馬宮・太田氏が、六波羅攻めの軍兵を募る際に常套句として使った文言を、そのまま清水寺の衆徒に対しても用いてしまったものであり、ここから、本文書の発給者の文書作成能力の限界を窺い知ることができ

るのではなからうか。

次に、本文書における、威嚇とも解釈することが可能な文言の背景について、検討する。

フビライ・ハーンの牒状を引き合いに出すまでもなく、威嚇文言を伴った文書が、友好的な関係にある相手に対して発されることは、ありえない。事実、太田氏には、自らが地頭を務めていた但馬国気比水上庄（現、兵庫県豊岡市気比）における、播磨清水寺に寄進されていた「清水寺畠」の支配権をめぐり、同庄の領家と相論し、敗訴したという過去がある。即ち、『清水寺文書』第二九五号文書 永仁元年九月十二日付「関東下知状案」によると、永仁元年（一二九三）九月十二日、鎌倉幕府は、同庄の雑掌行如と地頭大田左衛門太郎政頼との相論を裁定する中で、同庄内の「清水寺畠」に対する地頭の主張を退け、領家の支配権を認めた<sup>78</sup>。従って、播磨清水寺の衆徒に対して、太田氏が好ましからざる感情を抱いていた可能性は、十分にあるのである。

よって、太田氏によって奉じられた但馬宮（四宮）が、播磨清水寺の衆徒に威嚇文言を伴った令旨を発給することも、十分に有り得ると考えられよう。

最後に、本文書が発給された月日について検討する。

本文書が発給された、元弘三年閏二月二十六日は、後醍醐天皇が隠岐を脱出した閏二月二十四日の翌々日、伯耆国に上陸した後醍醐天皇が名和長年に迎えられて船上山に登った閏二月二十五日の翌日にあたる。日付の近接から推測すると、本文書は、後醍醐天皇の動向とは別個に発されたものと見るべきであろう。

本文書の発給日の時点では、大塔宮の令旨を受けた播磨の赤松氏に率いられた反幕府勢が、既に兵庫・尼崎方面において六波羅軍、阿波の小笠原軍との間に死闘を重ねていた。一方、但馬宮（四宮）を奉じた但馬国守護の太田氏が丹波国篠村で千種忠顕の六波羅攻撃軍に合流したのは、それよりも約一箇月後であると考えられる。なぜなら、既述の『太平記』巻第八によると、篠山の千種忠顕のもとに参会した但馬宮が篠村を出立し、西山峰堂に陣を張ったのが四月二日であるからである。

ところで、但馬宮（四宮）・太田氏に率いられて六波羅攻めに加わった人々のなかには、但馬国守護の太田氏にとっては藤元の小田井大社の神主（社司）・神官がいた。元弘三年六月付 但馬国小田井大社神主神官言上状案から、「將軍家令旨」即ち護良親王令旨を下されていた小田井大社の「社司・神官等が神木を捧げ、伯耆国船上に馳せ参じ」たと共に、「四宮の御手の当国の守護、太田新左衛門尉に就きて軍忠を致」したことが知られる。ここから、太田氏も、同様に大塔宮令旨を受けており、船上山の後醍醐天皇

とも密接に連絡を取り合っていたことが窺われる。

以上より、次のように推測することが可能であろう。即ち、『小田井大社の神主（社司）・神官と同様、大塔宮令旨を受けていた但馬国守護の太田氏は、赤松勢らの激闘を知り、反幕府の旗幟を鮮明にした。そこで、太田氏に奉じられた但馬宮（四宮）は、閏二月下旬、軍勢催促の令旨を周辺の諸国に発した。その直後、後醍醐天皇が船上山に登ったとの報を得たため、太田氏は、軍兵をまず船上山に遣わした。そして、但馬宮（四宮）令旨の呼びかけに応じた軍兵が一定数、集まるのを待った後、ようやく但馬宮（四宮）と太田氏は、彼らを率いて京都に向かって進軍した』と。

このように考えれば、元弘三年閏二月二十六日に発給された本文書が但馬宮（四宮）令旨であることに矛盾はないのである。

以上より、『播磨清水寺文書』第五号文書は、大塔宮令旨副状案と見做すべきでなく、但馬宮（四宮）令旨であると考えの方が、より適切であると言いうことができよう。

## おわりに

本稿では、元弘三年の六波羅攻めにおいて千種忠顕により上將軍に立てられた但馬宮（四宮）の令旨について検討を行い、その令旨が実在したこと、そして、令旨としては書式・文章共に甚だ異例の『播磨清水寺文書』第五号文書が、京都に攻め上る以前の時期における但馬宮（四宮）令旨である可能性が高いことを明らかにした。

この『播磨清水寺文書』第五号文書が但馬宮（四宮）令旨であるとするれば、但馬宮（四宮）のもとには、令旨の書式に関する知

識を持った側近がいなかったということとなる。そうであれば、《但馬宮は後醍醐天皇の皇子ではなく、承久の乱に坐して但馬國に遷された雅成親王の曾孫である》という推定についても、親王の後裔が地方で世代を重ねたため、彼らの周囲における文化的水準が低下してしまっていた、と理解することができるのである。

これは、鼎王を但馬宮（四宮）に比定した愚考への状況証拠の一つとも成りうるのではないかと思われる。即ち、諱の「鼎」という字は、他には一切見られない特異な字であるが、但馬宮（四宮）の置かれていた高からざる文化的環境の中から生まれた俗字の類であつたと考えるべきであろう。要するに、鼎王の諱の特異さと、但馬宮（四宮）令旨の異例さは、共通の根を持っていると言うことができよう。

鼎王を六波羅攻めの但馬宮（四宮）に比定し、但馬國に土着していた雅成親王の曾孫であると考える筆者の推測は、本稿において論じられた諸問題とも矛盾せず、その蓋然性は更に高まったのではないかと思われる。しかし、依然、それは推測の域を出ておらず、確乎たる史料の根拠があるわけではない。

但馬宮（四宮）をめぐるのは、但馬國守護太田氏に関する更なる分析、また、雅成親王の男子が入寺したという伝承がある光妙寺（現在の光行寺）に関する基礎的な史実の確認を行うことも、今後の課題として挙げることができよう。いずれにせよ、『播磨清水寺文書』第五号文書の解釈を含め、検討すべき問題は、まだ少なからず残されているのである。

## 注

(二六)

- \*1 赤坂恒明「鼎王考——建武期前後の傍流皇族をめぐる——」（阿部猛編『中世政治史の研究』（日本史料研究会論文集）、狭山、日本史料研究会企画部、二〇一〇年九月、693～716頁）。本論考では、鼎王の従三位への初叙が破格であることを述べたが、鼎王の叙位の五年前、嘉暦三年（一二三二）六月十三日に、二世源氏の源久良（後深草院の孫。久明親王の子）が従三位に直叙されている（『公卿補任』嘉暦三年 非参議 従三位「源久良十九」、「師守記」暦應三年五月十四日裏書）。久良の場合は、前鎌倉將軍の子にして鎌倉將軍守邦親王の弟であるという出自の特異性ゆえの従三位への叙位であると思われる。ちなみに、久良は、初叙の二年後、元徳二年（一二三〇）二月十一日、花園院の猶子となり、親王宣下を蒙っている（『公卿補任』元徳二年 非参議 従三位「\*源久良二十一」、東山御文庫本「久良王親王宣下記」ほか）。なお、本論考の695頁の二二行目における「職原鈔」の引用部「或又納言以上」と、二三行目の「大納言・中納言」を、それぞれ「或大納言以上」と「大納言以上」に訂正する。また、715頁註（40）の冒頭「本文書は、」の直後に、次の文を挿入する。
- 『兵庫県神社誌』下巻（神戸、兵庫県神社職会編纂兼発行、一九三八年十一月。復刻、臨川書店、一九八四年十月）「県社 小田井県神社」一八頁に翻刻され（石原由美子氏より御教示を賜わった）、『豊岡市史』上巻216頁（執筆、元木泰雄・山口久喜）に本文の写真が掲げられ、内容の簡単な説明があり、『日本歴史地名大系 第二九巻 兵庫県の地名』（平凡社、一九九九年一〇月）920～921頁「小田井県神社」にも内容の紹介がある。

- \*2 鷲尾順敬校訂『西源院本太平記』（刀江書院、一九三六年六月）一九五頁。引用部、諸古写本間に大差なし。

- \*3 ここには、但馬宮（四宮）は「第六ノ若宮」と見えるが、「明らかに応安頃の太平記の面影を残して」おり「太平記最古の内容をあらはすものとすべきである」（平田俊春『吉野時代の研究』（山一書房、一九四三年

三月）所収「太平記の成立」（初出、一九三七年八月）六七八・六八〇頁）とされる『神明鏡』下（『統群書類従』巻第八百五十二下）の対応箇所にも「第四ノ宮」とある。赤坂恒明「鼎王考」705頁を参照されたい。

\*4 赤坂恒明「鼎王考」703～704頁、及び同714頁註（36）を参照せよ。

\*5 赤坂恒明「鼎王考」704～705頁、及び同715頁註（37）を参照せよ。

\*6 赤坂恒明「鼎王考」705～707頁、及び同715頁註（39）・（40）を参照せよ。

\*7 『長岡京市史 本文編二』（長岡京市、一九九六年三月）第六章第四節「南北朝内乱と西岡」一「鎌倉幕府の滅亡」（執筆、高橋昌明氏）531～534頁。

\*8 『長岡京市史 本文編一』531～534頁。但し、但馬宮は、通説に従い、後醍醐天皇の皇子、静尊法親王に比定され、「御感令旨」は静尊の令旨とされている。即ち、

林実広の軍忠状には、「去る正月十六日御方に馳せ参じて以来、或いは凶徒とを生捕り、或いは分取り等の高名を致すの条、御感の令旨並びに頭中將家の御教書等に分明なり」とある。令旨は親王の発給する文書だから静尊のそれ、頭中將は千種忠顕のことであるが、正月十六日から反幕府勢力に加わっていたという主張は注目値する。これは正月二十一日の播磨菩提城での赤松則村よりさらに早い。事実なら、護良親王が吉野で畿内近国にむけて発した、挙兵をうながす令旨にこたえたものであろう。

\*9 久米邦武『訂正増補 大日本時代史 南北朝時代史』（早稲田大学出版部、一九一六年二月）二五六～二五七頁。なお、久米邦武は、『日御崎文書』からも「但馬宮」の事蹟が知られる由を述べる。同二五三頁。しかし、『新修島根県史』史料篇（一）古代・中世（島根県、一九六六年三月。復刻、臨川書店、一九八四年三月）に収録されている、『日御崎神社文書』（簸川郡大社町日御崎神社所蔵）に、六波羅攻めに関する文書はなく、『小野文書』（簸川郡大社町日御崎 小野勝彬所蔵）の元弘三年四月日付「日置政高軍忠状」（『鎌倉遺文』第三二〇八七号文書）に、六波羅攻めについ

ての記載はあるが、但馬宮（四宮）についての言及はない。

\*10 大阪府史編集専門委員会編『大阪府史 第三巻 中世編 1』（大阪府、一九七九年十一月）、682頁「写真277 和田助家の軍忠状」。なお、同681頁には本軍忠状について「和田系図裏文書」とある。

\*11 岸和田市史編さん委員会編集『岸和田市史 第六巻 史料編 I』（岸和田市、一九七六年三月）439～440頁、中世第一四二号文書「和田助家軍忠状」

\*12 『岸和田市史』の翻刻に「預」なし。

\*13 森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」（森茂暁『中世日本の政治と文化』（京都、思文閣出版、二〇〇六年十月）3～30頁。初出、小川信編『中世古文書の世界』（吉川弘文館、一九九一年）一九二～二一八頁、17頁（初出、二〇五頁）。

\*14 森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」17頁（初出、二〇五頁）。

\*15 『鎌倉遺文』第三二八三七号文書。

\*16 森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」21～26頁（初出、二一〇～二二三頁）「護良親王令旨発給一覧」29。奉者は左少將（隆貞）、宛所は和田修理亮（助家）館、書正文言は「二品親王令旨如此、仍執達如件」。

\*17 『欄寝文書』元弘三年六月十五日付「尊良親王令旨」（『鎌倉遺文』第三二二七九号文書）、「肥後相良文書」元弘三年六月十六日付「尊良親王令旨」（『鎌倉遺文』第三二二八二B号文書）、「土佐国古文叢」三所収「元弘三年十一月十三日付「中務卿宮令旨案」（『鎌倉遺文』第三二六九〇号文書）。

\*18 『近江多賀神社文書』元弘三年五月十四日付「五宮寄進状」（『鎌倉遺文』第三二二六〇号文書「五宮（守良親王）令旨」）。本文書は、村田正志『風塵録』（『村田正志著作集』第七巻、思文閣出版、一九八六年八月）二二六～二二七頁では「五宮御寄進状」と称される。「五宮」については、赤坂恒明「鼎王考」713～714頁註（30）を参照されたい。

\*19 大塔宮令旨は、森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」において網羅的に分析されている。なお、森茂暁『南朝全史 大覚寺統から後南朝へ』（講

談社選書メチエ334）（講談社、二〇〇五年六月）八五頁に、「護良の令旨発給の事例は、元弘二年六月から翌三年一〇月までの一年四カ月の間に全部で約六〇例ほど知られ、令旨自体も四〇例ほど正文や案文・写の形で現存している」とある。

\*20 本文書は、次の刊行物に写真が掲載されている。

- ・社町史編纂室編集『社町史 第一巻 本編1』（加東市、二〇〇五年三月）313頁、写真3—67「護良親王令旨副状案」
- ・河村昭一『中世の播磨と清水寺』（戎光祥出版、二〇一三年三月）53頁、「護良親王令旨副状案（30号）」

本書には、本文書の読み下し文も引かれている。そして、次の刊行物において翻刻されている。

- ・加東郡誌編纂委員会編集『新修加東郡誌資料編』（加東郡教育委員会、一九七四年九月。復刻、臨川書店、一九八七年十二月。また、加東郡誌編纂委員会編集『播磨 清水寺文書』（加東郡社町、御嶽山清水寺、一九七六年三月）として再刊）4—5頁、「播磨清水寺文書」五「某宮（護良親王か）令旨添状案」

本文中の「宮」に、傍注は付けられていない。

- ・兵庫県史編集専門委員会編集『兵庫県史 史料編 中世二』（兵庫県、一九八七年三月）160頁、播磨加東地区『清水寺文書』第三〇号文書「某宮令旨添状案」

本文中の「宮」に、「（護良親王カ）」と傍注がある。

- ・鎌倉遺文『古文書編 第四十一巻（竹内理三編。東京堂出版、一九九〇年六月）二〇九頁、第三二〇四号文書「大塔宮（護良親王）令旨（？）案」

本文中の「宮」に、「（大塔宮カ）」と傍注がある。

- ・社町史編纂室編集『社町史 第三巻 史料編1』（社町、二〇〇一年三月）185—186頁、中世七九号文書「護良親王令旨副状案」
- 本文中の「宮」に、「（護良親王）」と傍注がある。

\*21 『社町史 第一巻 本編1』313頁（執筆、河村昭一氏）。

\*22 前注17を見よ。

\*23 現に、本文書は、森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」の「護良親王令旨発給一覽」においても挙げられていない。

\*24 「光興清水寺文書請取状写（『微考録』）」は、河村昭一「中世の播磨と清水寺」54頁に写真が掲載され、『社町史 第三巻 史料編1』189頁、第八四号に翻刻されている。

\*25 『社町史 第一巻 本編1』313頁。

\*26 『兵庫県史 史料編 中世二』図版5「大塔宮護良親王令旨 太山寺文書」、「兵庫県史 史料編 中世二 播磨明石地区「太山寺文書」第一八号文書「大塔宮護良親王令旨」（35頁下—36頁上）、「鎌倉遺文」第三一九九六号文書「大塔宮（護良親王）令旨」（播磨太山寺文書）、村田正志『風塵録』一二〇—一二一頁「太山寺文書」。「尊雲法親王令旨」。森茂暁「大塔宮護良親王令旨について」における「護良親王令旨発給一覽」のNo.16。

\*27 『社町史 第三巻 史料編1』186頁、『社町史 第一巻 本編1』314頁を参照されたい。

\*28 『社町史 第一巻 本編1』314頁、河村昭一「中世の播磨と清水寺」53頁を参照されたい。

\*29 本史料は、次の刊行物に翻刻がある。

- ・『新修加東郡誌資料編』（『播磨 清水寺文書』）127—129頁、二九五「関東下知状案」
- ・『兵庫県史 史料編 中世二』153頁—155頁、播磨加東地区『清水寺文書』第一七号文書「関東下知状案」
- ・豊岡市史編集委員会編集『豊岡市史 史料編』上巻（豊岡市、一九九〇年三月）44—46頁、五四「清水寺文書」「関東下知状案」
- ・城崎町史編集委員会編集『城崎町史 史料編』（城崎町、一九九〇年十一月）87—89頁、二八「清水寺文書」「関東下知状案」
- ・『社町史 第三巻 史料編1』162—165頁、中世五二号文書「関東下知状案」

案 清水寺文書（県史二―一七号） 一二卷」

豊岡市史編集委員会編集『豊岡市史上巻』（豊岡市、一九八一年三月）

201～204頁（執筆、石田松蔵氏）、および、『社町史 第三卷 史料編1』における解説文も参照せよ。

\*30 前注6を見よ。

\*31 笹原宏之氏の御教示による。赤坂恒明「鼎王考」694頁を参照せよ。

〔謝辞〕

本稿は、平成二十一年（二〇〇九）一月二十四日に東京都北区滝野川会館で開かれた再興日本中世前期勉強会152回例会における研究報告「六波羅攻めの「但馬宮」とその令旨」に基づいて成稿したものである。拙報告に対して貴重な御意見・御教示を賜わった方々に、そして、成稿にあたり懇切に御指導くださった渡邊大門氏に、そして、『播磨清水寺文書』第五号文書の閲覧と使用を御許可くださった兵庫県加東市の播州清水寺住職、清水谷善英師に、心より御礼申し上げる。

## On the *Ryouji* Edict of Tajima-no-miya

AKASAKA, Tsuneaki

---

キーワード：但馬宮、鼎王、大塔宮護良親王、令旨、播磨清水寺文書

Key words : Tajima-no-miya, Shou(Jou)-ou, Ootou-no-miya-Moriyoshi-shinnou, Ryouji, Harima-Kiyomizudera-monjo